

(仮称) 岐阜市文化芸術基本条例の骨子 (案)

1 経緯

本市は、平成 29 年 6 月に改正された「文化芸術基本法」の規定により、令和 4 年 3 月に「岐阜市文化芸術推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、現在、この基本計画に基づいて文化芸術に関する施策を推進しています。

さらに、将来にわたる本市の文化芸術の継承、発展及び新たな創造に向けて、文化芸術に関する施策の推進に必要となる事項を市民の皆様と共有するため、本市では「(仮称) 岐阜市文化芸術基本条例」(以下「条例」という。)の制定を予定しています。

つきましては、条例の骨子(案)を作成しましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

2 条例制定の意義

文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例で「**基本理念**」「**各主体の責務や役割**」「**文化芸術に関する基本施策**」等を定めます。



このことで、基本計画に盛り込んだ施策・事業を着実に展開し、計画に定めた**都市像(文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ)の実現**を目指します。

3 条例の骨子（案）

（１）前文

はじめに、文化芸術そのものが持つ特性として、人々の感性を豊かにし、人間性や創造性を育み、生きる力を与えること、またそれ自体が固有の意義や価値を有すること等を示します。

次に、岐阜市の文化芸術の特性として、永きにわたる人々の営みによって、長良川の鶺鴒や提灯、和傘をはじめとする伝統的な文化芸術が育まれてきたこと、県都として岐阜県の文化芸術の中心的な役割を担ってきたこと等を示します。

そのうえで、わたしたちは、先人から受け継がれてきた文化芸術を次の世代へ継承し、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造に取り組んでいく必要があることをうたいます。

（２）目的

文化芸術に関する施策の推進について、基本理念を定め、市の責務及び市民、文化芸術団体、学校等、事業者の役割を明らかにし、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

（３）定義

「文化芸術」、「市民」、「文化芸術団体」、「学校等」、「事業者」の用語について、それぞれ定義しています。

① 文化芸術

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

② 市民

市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内において文化芸術に関する活動を行う個人

③ 文化芸術団体

市内において文化芸術に関する活動を行う団体

④ 学校等

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校等

⑤ 事業者

市内において事業を行う個人及び団体

(4) 基本理念

文化芸術に関する施策は、次に掲げる理念（大切にしたい考えや原則）を基本として、推進するものとします。

- ① 文化芸術活動を行うものの自主性が十分に尊重されること。
- ② 文化芸術活動を行うものの創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されること。
- ③ 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう配慮されること。
- ④ 市内において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されること。
- ⑤ 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。
- ⑥ 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られること。
- ⑦ 市内の文化芸術が広く市外に発信されるよう、文化芸術に係る交流及び貢献の推進が図られること。
- ⑧ 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されること。
- ⑨ 市民、文化芸術団体その他の関係者の意見が反映されるよう十分配慮されること。

- ⑩ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されること。

(5) 各主体の責務及び役割

市の責務や市民、文化芸術団体、学校等、事業者それぞれの役割等について規定しています。

① 市の責務

基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策の推進を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

② 市民の役割

文化芸術に対する関心と理解を深め、文化芸術活動を通じて、多様な文化芸術を尊重し、交流に努める。

③ 文化芸術団体の役割

文化芸術の担い手であることを自覚し、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図り、文化芸術の継承、発展及び創造に努める。

④ 学校等の役割

乳幼児、児童、生徒等に対し、文化芸術に親しむ機会の充実を図り、豊かな感性を育むとともに、自主的かつ主体的な文化芸術活動ができるような支援に努める。

⑤ 事業者の役割

文化芸術活動を行うものへの理解及び協力、できる範囲の支援に努める。

⑥ 関係者相互の連携及び協働

各主体は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努める。

(6) 文化芸術に関する基本施策

市は、基本理念に基づき、次に掲げる文化芸術に関する施策を講ずることを規定しています。

- ① 市民の誰もが文化芸術に関する活動に参加できる機会の創出及び優れた文化芸術の普及啓発に関すること。
- ② 文化芸術に関する活動を行う施設の管理に関すること。
- ③ 市固有の文化財及び伝統的な文化の継承、振興等に関すること。
- ④ 市、市民、文化芸術団体及びその他の関係者の協働による文化芸術の推進に関すること。
- ⑤ 文化芸術を担う人材の育成及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に関すること。
- ⑥ 本市の観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等における文化芸術の活用に関すること。

(7) 基本計画の策定

市長は、文化芸術基本法等の規定により、基本計画を定めるものとします。また、基本計画の策定や変更に当たっては、市民等の意見を反映することや岐阜市文化芸術推進審議会の意見を聴くことを規定しています。

4 条例施行日

令和5年4月1日を予定しています。